

投資一任取引約款

めぶき証券株式会社

第1条 (約款の趣旨)

- (1) この約款は、お客さまがめぶき証券株式会社（以下「当社」といいます。）に投資一任取引口座を開設し、当該口座において行う投資一任取引に関する権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。
- (2) 「証券取引約款」、「保護預り約款」、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」、「特定口座に係る上場株式等保管委託約款」、「特定口座における保管上場株式等の取扱いについて」、「投資信託受益権等の累積投資取引約款」の各約款に定める事項は、投資一任取引の場合に準用します。

第2条 (投資一任契約の締結の代理)

当社は株式会社ウエルス・スクエア（以下「ウエルス・スクエア」といいます。）との契約に基づき、同社の代理人としてお客さまと当社との間の投資一任契約の締結の代理をいたします。

第3条 (投資一任契約の申込み)

お客さまは当社を通じて、ウエルス・スクエアとの投資一任契約の申込みを行います。

第4条 (投資一任取引口座の開設)

- (1) 投資一任契約が締結されると投資一任取引口座が開設されます。
- (2) ウエルス・スクエアはお客さまと締結した投資一任契約に基づき、投資一任取引口座において投資一任取引を行います。なお、当社は投資一任取引を行いません。

第5条 (投資一任取引口座の解約等)

- (1) 契約資産が減額または投資一任契約が解約された場合には、投資一任取引口座における資産の一部または全額を返還します。
- (2) お客さまとの投資一任契約が解約された場合には、投資一任取引口座も解約されます。

以上

2021年10月